

(その1)

# 収支報告書

令和3年分  
開催分

(ふりがな) ふじかわまさひとこうえんかい

1 政治団体の名称 藤川政人後援会

2 主たる事務所の所在地 愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字辻田713番地

3 代表者の氏名 渡邊 正臣

4 会計責任者の氏名 藤原 勝彦

事務担当者の氏名

(電話) 宮島 陽介  
052-485-8361

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名 藤川政人	
公職の種類 参議院議員 (現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	



資金管理団体の指定の期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	96,431,937
(前年からの繰越額)	76,141,256
(本年の収入額)	20,290,681
支 出 総 額	3,570,847
翌年への繰越額	92,861,090

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	0	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
行番号	事業の種類	金額	備考
1	参議院議員藤川政人君を囲む会(政治資金パーティー) /	20,290,000	2021/7/19・名古屋マリオットアソシアホテル タワー・ズボールルーム 名古屋市中村区名駅1-1-4
2			
	この頁の小計	20,290,000	
	合計	20,290,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	681	/
	合 計	681	/

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳

行番号	特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
1	参議院議員藤川政人君を囲む会	20,290,000	458	R3/7/19	名古屋マリオットアソシアホテル タワーズボールルーム	名古屋市中村区名駅1-1-4
2						
3						
	この頁の小計	20,290,000				
	合計	20,290,000				

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			政治資金パーティーの名称		参議院議員藤川政人君を囲む会	
			対価の支払をした者の区分		2. 法人その他の団体	
行番号	対価の支払をした者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	福玉精穀倉庫株式会社	1,500,000	R3/5/19	丹羽郡大口町御供所1-65	社本光永	
2	福玉株式会社	1,500,000	R3/5/19	小牧市大字村中字葭池1291番地の1	社本光永	
3	福玉ロジスティクス株式会社	1,000,000	R3/5/19	丹羽郡大口町御供所1-65	上松康歳	
4	福玉米粒麦株式会社	1,000,000	R3/5/19	江南市南山町西31	社本和悦	
5	株式会社サカイ	400,000	R3/6/15	名古屋市西区南川町72 サウスリバービル3階	酒井 義文	
6	株式会社一宮土木会館	240,000	R3/6/21	一宮市浅野字西大土105-1	伊貝英治	
7						
	この頁の小計	5,640,000				
	合 計	5,640,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			
(4) 事 務 所 費	66,000		
小 計	66,000	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	3,504,847	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	3,504,847		
エ その 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	3,504,847	0	
合 計	3,570,847		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	監査費用	66,000	R3/10/8	高取 俊二	名古屋市西区名駅二丁目27番15号 プリアタワ-406	
2						
	この頁の小計	66,000				
	その他の支出					
	合 計	66,000				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		5. 政治資金パーティー開催事業費	
					参議院議員藤川政人君を囲む会	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	案内状代印刷代	207,050	R3/6/28	大槻デザインング(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1F	
2	お茶、天むす代	17,163	R3/7/19	JR名古屋高島屋	名古屋市中村区名駅1丁目1-4	
3	6月分料金後納郵便	12,480	R3/7/20	日本郵便(株) 名古屋西郵便局	名古屋市西区天神山町4-5	
4	検温器レンタル代	37,400	R3/8/4	近藤産興(株)	名古屋市南区浜田1-10	
5	麺代	278,640	R3/8/6	福玉米粒麦(株)	江南市南山町西31	
6	守口漬代	387,504	R3/8/6	(株)扶桑守口食品	丹羽郡扶桑町大字山那字屋敷地757	
7	6月分料金後納郵便	17,472	R3/8/20	日本郵便(株) 名古屋西郵便局	名古屋市西区天神山町4-5	
8	会場費	2,491,790	R3/8/27	名古屋マリオットアソシアホテル	名古屋市中村区名駅1-1-4	
9	お礼状印刷代	49,400	R3/12/7	大槻デザインング(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1F	
10						
	この頁の小計	3,498,899				
	その他の支出	5,948				
	合 計	3,504,847				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 4月 22日

政治団体の名称 藤川政人後援会

会計責任者の氏名 藤原 勝彦



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

令和4年4月21日

藤川政人後援会

代表 渡 邊 正 臣 殿

登録政治資金監査人 高 取 俊 二

登 録 番 号 第 4897 号

研修終了年月日 平成27年7月31日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、藤川政人後援会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、藤川政人後援会の主たる事務所の人員不足及び帳簿等の保存スペースの関係から、円滑な政治資金監査の実施が困難であると高取俊二が判断したため、藤川政人後援会の従たる事務所（名古屋市西区那古野二丁目23番21号）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号の規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号の規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号の規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号の規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

藤川政人後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、藤川政人後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上